

報告第2号

専決処分した事件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により議会において指定されている下記のことについて、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和7年1月21日 提出

佐々町長 古 庄 剛

記

1. 専決処分した事件名

令和6年度 佐々町一般会計補正予算（第5号）

2. 専決処分年月日

令和6年12月18日

令和6年度 佐々町一般会計補正予算（第5号）

令和6年度佐々町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ53千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,255,970千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月18日 専決

佐々町長 古 庄 剛

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
20. 諸収入		144,575	53	144,628
	4. 雑入	77,794	53	77,847
歳 入 合 計		9,255,917	53	9,255,970

歳 出 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10. 教育費		772,933	54	772,987
	6. 保健体育費	43,084	54	43,138
14. 予備費		65,667	△1	65,666
	1. 予備費	65,667	△1	65,666
歳 出 合 計		9,255,917	53	9,255,970

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
20. 諸収入	144,575	53	144,628
歳入合計	9,255,917	53	9,255,970

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
10. 教育費	772,933	54	772,987	0	0	53	1
14. 予備費	65,667	△1	65,666	0	0	0	△1
歳出合計	9,255,917	53	9,255,970	0	0	53	0

2 歳入

(款) 20. 諸収入 (項) 4. 雑入

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 雑入	68,752	53	68,805	1. 雑入	53	全国町村会総合賠償補償保険金(教育委員会分)
計	77,794	53	77,847			

3 歳出

(款) 10. 教育費 (項) 6. 保健体育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
2. 体育施設費	33,871	54	33,925	0	0	53	1	21. 補償、補填及び賠償金	54	施設内事故損害賠償金
計	43,084	54	43,138	0	0	53	1			

(款) 14. 予備費 (項) 1. 予備費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 予備費	65,667	△1	65,666	0	0	0	△1		△1	
計	65,667	△1	65,666	0	0	0	△1			